

ASBJ「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」へのコメント

2020年1月10日
経団連 経済基盤本部

（総論）

本公開草案が参考にしているIFRS（IAS第1号125項「見積の不確実性の発生要因」）は、バスケット条項的な会計基準であるが、識別した項目についての具体的な内容に関して、他の個別のIFRS基準が見積りの開示を要求している場合は、その部分を参照することができる（IAS第1号133項）。会計上の見積りに重要性がある項目は、財務諸表の比較可能性の点から、通常は個別の会計基準で注記が要求されており、そうあるべきであるが、稀に、識別した項目について個別の会計基準が注記を要求していない場合もある。バスケット条項的な基準は、そういったものを拾い上げることで有用性を発揮すると考えられる。

IFRSで規定されているものの日本基準では規定されていないものについて、会計基準間の比較可能性を担保する点から規定することには同意できる。しかし、個別基準においてIFRSと比較して足りていないものを、バスケット条項で拾い上げようとしているのであれば、それは適切ではない。もし、そうした意図があるのであれば、わが国の個別の会計基準が要求する注記をIFRSのものと比較し、どの部分が不足しているかを整理する必要がある。そのうえで不足部分があるのであれば、個別基準で手当すべきであり、本公開草案が提案しているバスケット条項的な基準で対応すべきではない。

現時点で企業は非財務情報において「重要な会計方針および見積」を開示しており、また、企業による開示とは全く別物ではあるが、監査人の視点からKAMが情報として利用者に提供され、KAMに選定された項目の具体的な内容は、企業によって注記されていることが基本的な前提となっている。また、わが国の会計基準は国際的な会計基準との整合性の点からの整備が行われている。よって、わが国にIFRS（IAS第1号125項）にあるような規定がないことで、大きな問題が生じているとは考えにくい。

質問 1（原則（開示目的）に照らして開示項目を判断するという本公開草案の基本的な考え方に関する質問）

本公開草案では、原則（開示目的）を示したうえで、当該原則（開示目的）に照らして、開示する具体的な項目の識別とその記載内容について判断することを企業に求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（回答）

同意しない。

本公開草案第 13 項（開発にあたっての基本的な方針）の記載は、会計上の見積りに重要性がある項目について、個別基準で足りていないものが数多く存在しているような誤解を与える表現である。IFRS 適用会社の実務をみてもわかるとおり、会計上の見積りに重要性がある項目のほとんどは、すでに個別基準で注記が要求されている。

IFRS と同様に、稀にあるかもしれない、個別基準で注記が要求されていないものについて、バスケット条項的な規定で対応するというのであれば、理解できる。そのようなニュアンスが伝わるような記載に修正するべきである。

質問 3（開示する項目の識別に関する質問）

本公開草案の開示する項目の識別に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（回答）

同意する。

項目の識別について、判断のための詳細な規準を示さないことは適切である。また、識別する項目が資産および負債である点を、IFRS と平仄をあわせて明示したことも適当である。

ただし、項目の識別における判断のプロセスについて、わが国の基準において IFRS をなぞってしまうと、それがチェックリスト化してしまうことが懸念されるため、注意が必要である。その観点から、本公開草案 21 項において、固定資産やストックオプション、引当金等が具体例として挙げられており、これらの項目がチェックリスト化されるおそれがある。どの項目を識別するかは各企業が判断すべきであり、具体的列挙は避けるべきである。少なくとも、あくまでも例示である旨、強調する必要がある。

基準の建付けとしては、原則に従って識別した項目について、その内容が個別基準で注記が要求されていれば、それを参照するということだが、実際には個別基準で注記が要求されている項目は、そもそも会計上の見積りに重要性があるものである。適用の際は、まず、そういった項目の中から翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高いものを識別することになると考えられる。また、個別基準で注記が要求されていないものの、会計上の見積りに重要性があるような項目は、追加

情報として開示されている場合が多いと考えられる。したがって開示する項目の識別は、最終的に識別「する／しない」の問題はあるものの、プロセスで悩むことはさほどないと考えられる。このような前提で実務が進められるような記述になっているか、再度の確認をお願いしたい。

質問 4（会計上の見積りの開示の対象とした項目名をまとめて注記することに関する質問）

本公開草案では、会計上の見積りの開示については、本公開草案に基づき開示された情報であることが明瞭にわかるようにすることが有用と考えられたため、IAS 第 1 号第 125 項では求められていないものの、当該注記は独立の注記とし、識別した項目が複数ある場合には、それらの項目名はまとめて記載することを求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（回答）

同意する。

なお、一覧表示は、IFRS における実務がそうであるように、識別した項目についての具体的な注記は、基本的には個々の会計基準が要求する注記事項を参照することを想定としていると理解される。

質問 5（項目名に加えて注記する事項に関する質問）

本公開草案の項目名に加えて注記する事項に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（回答）

同意する。

質問 3 へのコメントと同様に、わが国の基準で IFRS をなぞってしまうと、チェックリスト化してしまうことが懸念されるため、注意が必要である。IFRS 適用会社の実務からもわかるとおり、会計上の見積りに重要性がある項目のほとんどは、個別基準で注記が要求されているものであるから、識別した項目のほとんどすべては、個別基準の注記を参照することになると理解される。

質問 6（個別財務諸表における取扱いに関する質問）

本公開草案の個別財務諸表における取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（回答）

同意しない。

連結財務諸表を作成している場合は、個別財務諸表の注記を省略可とするべきである。仮に注記を求めるのであれば、項目の識別のみとするべきである。

単体開示の簡素化により、連結財務諸表を作成している会社では個別財務諸表の注記の多くで省略が認められているなか、本公開草案の内容は簡素化から逆行する規定となっている。

そもそも、金融商品取引法(有価証券報告書等)における個別財務諸表の開示については、必要性についての議論がある。それは制度の問題であり、会計基準の問題ではないという捉え方もある一方で、今回のような財務情報の開示充実を目的とする会計基準の開発を行うにあたっては、作成者の負担や、IFRS の任意適用拡大の流れをふまえて、真剣に考えなければならない問題でもある。本来であれば、国策として IFRS 任意適用の拡大を唱えた時点で、ASBJ における「連結と個別で同様の取扱い」は見直すべきであったと考える。

質問 8 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

(回答)

KAMは監査人の視点からの情報であり、企業による開示とは全くの別物であるため、企業が識別した項目とKAMが相違することは間違いではない。この点を「結論の背景」に記載すべきかどうか、検討していただきたい。

以 上